

令和 3 年度公益目的支出計画実施報告書

【令和 3 年度(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)の概要】

1. 公益目的財産額	604,713,146
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 (1) + (2) - (3))	61,706,166
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	55,595,002
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	6,111,164
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	0
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	543,006,980
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 平成 28 年度は財団創立 60 周年記念特別助成金の交付、平成 25 年度から隔年に実施している本事業に対する意見聴取及び会計簿冊の閲覧・調査のための学校訪問旅費交通費の支出、平成 29 年度から工業系高校人材育成コンソーシアム千葉に対する助成の開始により、公益目的支出額が計画よりも増加したものである。	

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定 事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み	令和 95 年(2113 年)年 3 月 31 日
	(2) (1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	604,713,146	604,713,146	604,713,146	604,713,146	604,713,146
公益目的収支差額	54,072,000	55,595,002	60,080,000	61,706,166	66,088,000
公益目的支出額	6,008,000	6,110,296	6,008,000	6,111,164	6,008,000
実施事業収入額	0	0	0	0	0
公益目的財産残額	550,641,146	549,118,144	544,633,146	543,006,980	538,625,146

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
公1	千葉県立高等学校の工業教育研究活動等に対する助成

事業の実施状況	
公益目的支出計画に基づき、次のとおり事業を実施した。	
1	助成対象事業
ア	生徒及び教員のための教育研究活動
イ	生徒の課外活動
ウ	産業界との交流事業
エ	国際交流事業
オ	生徒の進路指導
カ	広報活動
キ	その他必要と認めた事業
2	交付助成金
ア	個別助成金 500 万円 (8 校 105 クラス 1 クラス約 47,619 円)
	京葉工業高校 18 クラス 857,000 円
	市川工業高校 19 クラス 905,000 円
	市川工業高校 (定) 6 クラス 286,000 円
	清水高校 9 クラス 429,000 円
	下総高校 3 クラス 143,000 円
	東総工業高校 12 クラス 571,000 円
	茂原樟陽高校 9 クラス 429,000 円
	館山総合高校 3 クラス 143,000 円
	千葉工業高校 20 クラス 951,000 円
	千葉工業高校 (定) 6 クラス 286,000 円
	※令和2年度は、市川工業全日制の建築科で1クラス減、千葉工業定時制で機械科及び電気科を工業科へ再構成、市川工業定時制で機械電気科及び建築科を工業科へ再構成されたことに伴い、各1クラス減。
	※令和3年度は、千葉工業の電気科で1クラス減。
イ	団体助成金 110 万円
	千葉県高等学校工業教育研究会 100 万円
	工業系高校人材育成コンソーシアム千葉 10 万円
	(事業実施のための財源)
	法人会計における基本財産運用益(投資有価証券利息)から繰り入れ、なお不足分は正味財産を充当。

【説明】

移行法人は、行政庁から公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めたところに従って、公益目的のための支出を適正に行う必要があります。

このため、移行法人は、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類——公益目的支出計画実施報告書を事業年度ごとに作成し、監査を受け、理事会の承認を受けた後、定時評議員会に提供する必要があります。（整備法第127条第1項、同法規則第43条・第44条等）

また、移行法人は、公益目的支出計画実施報告書を、定時評議員会の日から2週間前の日から、主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこととされています。（法人法第129条 整備法第127条第6項）

さらに、移行法人は、公益目的支出計画実施報告書及び法人法で定める計算書類等（各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びに監査報告）を、毎事業年度の経過後3箇月以内に、移行認可を受けた行政庁に提出しなければならないこととされています。（整備法第127条第3項）

【公益目的支出計画とは】

- * 公益目的支出計画は、公益目的財産額に相当する額がゼロになるまで公益の目的のための支出を行う計画であり、計算上のことである。したがって、公益目的財産そのものを取り崩してゼロにすることを意味するものではないが、収入が全く見込めない場合は、取り崩さざるを得ないことになる。
 - * 公益目的支出計画によって公益目的財産額相当額をゼロにするこの意味は、特例民法法人（旧民法法人）が解散する場合、残余財産は類似の団体か国庫等に帰属することで公益に使われることを前提としているので、同様に、一般法人に移行する場合でも残余財産相当額分を公益のために支出するよう要請したものである。（「特例民法法人のための移行認定・認可申請の実務」参照）
 - * これまでの千葉工業高等学校のみを対象とした助成、また千葉工業同窓会に対する助成事業は、「不特定多数の者の利益の増進に寄与する」公益目的事業にならないため、継続事業と認定されることは難しい状況にあった。
 - * よって、公益目的事業としての「不特定多数の利益の増進に寄与」をクリアするためには、助成対象を千葉県立の工業系高等学校8校とその教育研究団体とし、広く高等学校における工業教育の充実・発展のために、新たな公益目的事業を始めることとした。
 - * 公益目的支出額
 - ⇒ 公益目的財産額 604,713,146円
(正味財産は755,795,310円 時価評価により△151,082,164円)
 - ⇒ 公益目的のための支出=6,008,000円
 - ⇒ 計画の実施期間 101年間(平成24年4月1日～平成125年(令和95年)3月31日まで)
(2012年4月1日～2113年3月31日まで)
- 公益目的財産額604,713,146万円÷公益目的のための支出6,008,000円